県章

三重県公報

令和6年10月29日　（火）
第　562　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
726	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（地域福祉課）	3
727	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	4
728	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定	（獣害対策課）	6
729	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定	（同）	9
730	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定の一部を改正する告示	（同）	12
731	同件	（同）	13
732	保安林の指定を解除する旨	（治山林道課）	13
733	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（同）	13
734	同件	（同）	14
735	同件	（同）	17
736	同件	（同）	22
737	同件	（同）	22
738	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	（水産振興課）	23
739	同件	（同）	23
740	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	23
741	同件	（同）	24
742	港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	（港湾・海岸課）	24
	公安委告示		
28	指定講習機関からの変更の届出	（公安委員会）	25
29	認定教育実施者からの変更の届出	（同）	25
30	認定検査実施者からの変更の届出	（同）	25
	公　　告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	26
	第13次鳥獣保護管理事業計画の変更	（獣害対策課）	27
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行った旨	（同）	27
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	27
	同件	（同）	27
	同件	（同）	27
	土地区画整理組合の解散認可	（都市政策課）	28
	特定調達公告		
	落札者を決定した旨	（警察本部）	28
	同件	（同）	28

落札者を決定した旨	（警察本部）28
同件	（同）29

告　　示

三重県告示第 726 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ユニスマイル薬局おおだい店	多気郡大台町新田 200-6	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局おおだい店	ファーコス薬局おおだい	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局おおだい店	多気郡大台町新田 200-6	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局おおだい店	ファーコス薬局おおだい	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局津城山店	津市藤方 15-1	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局津城山店	太陽薬局	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局津城山店	津市藤方 15-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局津城山店	太陽薬局	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局うつべ店	四日市市小古曽 3 丁目 5-32	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うつべ店	ファーコス薬局うつべ	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局うつべ店	四日市市小古曽 3 丁目 5-32	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うつべ店	ファーコス薬局うつべ	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局松阪下村店	松阪市下村町 564-4	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局松阪下村店	ファーコス薬局大光	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局松阪下村店	松阪市下村町 564-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局松阪下村店	ファーコス薬局大光	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局うれしの店	松阪市嬉野中川町 843-4	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うれしの店	うれしの調剤薬局	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局うれしの店	松阪市嬉野中川町 843-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うれしの店	うれしの調剤薬局	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局いざわ店	松阪市射和町 628-2	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局いざわ店	エムハート薬局いざわ	令和 6 年 5 月 1 日
ユニスマイル薬局いざわ店	松阪市射和町 628-2	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局いざわ店	エムハート薬局いざわ	令和 6 年 5 月 1 日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	鈴鹿市中江島町 7 番 21 号中江島 889 倉庫C	令和 6 年 5 月 30 日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	特定福祉用具販売	所在地	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	鈴鹿市中江島町 7 番 21 号中江島 889 倉庫C	令和 6 年 5 月 30 日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	介護予防福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	鈴鹿市中江島町 7 番 21 号中江島 889 倉庫C	令和 6 年 5 月 30 日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	特定介護予防福祉用具販売	所在地	鈴鹿市稲生 3 丁目 4-15	鈴鹿市中江島町 7 番 21 号中江島 889 倉庫C	令和 6 年 5 月 30 日
株式会社安心　介護サービスセンター	四日市市八王子町 2474 番地 4　パルネット笹川 102 号室	訪問介護	所在地	四日市市八王子町 2474 番地 4　パルネット笹川 102 号室	四日市市小林町 3018 番地 108	令和 6 年 8 月 31 日

福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	福祉用具貸与	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定福祉用具販売	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	介護予防福祉用具貸与	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定介護予防福祉用具販売	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	福祉用具貸与	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定福祉用具販売	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	介護予防福祉用具貸与	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和６年９月１日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定介護予防福祉用具販売	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和６年９月１日
グループホーム　和らぎ　長澤	鈴鹿市長沢町1750の1	認知症対応型共同生活介護	名称	グループホーム和らぎ　長澤	グループホーム友の里	令和６年８月１日
グループホーム　和らぎ　長澤	鈴鹿市長沢町1750の1	介護予防認知症対応型共同生活介護	名称	グループホーム和らぎ　長澤	グループホーム友の里	令和６年８月１日
だんらん	桑名市今北町15番地	小規模多機能型居宅介護	名称	だんらん	コミュニティーホームだんらん	令和６年８月１日
だんらん	桑名市今北町15番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	名称	だんらん	コミュニティーホームだんらん	令和６年８月１日
だんらん	桑名市今北町15番地	小規模多機能型居宅介護	所在地	桑名市今北町15番地	桑名市新西方六丁目１番地	令和６年８月１日
だんらん	桑名市今北町15番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	所在地	桑名市今北町15番地	桑名市新西方六丁目１番地	令和６年８月１日
へるぱーステーションれんげの里	桑名市新西方2丁目１番地	訪問介護	所在地	桑名市新西方２丁目１番地	桑名市蓮花寺 825番地33	令和５年12月11日

三重県告示第727号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（同法第54条の２第５項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和６年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ユニスマイル薬局おおだい店	多気郡大台町新田200-6	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局おおだい店	ファーコス薬局おおだい	令和６年５月１日
ユニスマイル薬局おおだい店	多気郡大台町新田200-6	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局おおだい店	ファーコス薬局おおだい	令和６年５月１日

ユニスマイル薬局津城山店	津市藤方15-1	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局津城山店	太陽薬局	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局津城山店	津市藤方15-1	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局津城山店	太陽薬局	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局うつべ店	四日市市小古曽3丁目5-32	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うつべ店	ファーコス薬局うつべ	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局うつべ店	四日市市小古曽3丁目5-32	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うつべ店	ファーコス薬局うつべ	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局松阪下村店	松阪市下村町564-4	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局松阪下村店	ファーコス薬局大光	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局松阪下村店	松阪市下村町564-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局松阪下村店	ファーコス薬局大光	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局うれしの店	松阪市嬉野中川町843-4	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うれしの店	うれしの調剤薬局	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局うれしの店	松阪市嬉野中川町843-4	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局うれしの店	うれしの調剤薬局	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局いざわ店	松阪市射和町628-2	居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局いざわ店	エムハート薬局いざわ	令和6年5月1日
ユニスマイル薬局いざわ店	松阪市射和町628-2	介護予防居宅療養管理指導	名称	ユニスマイル薬局いざわ店	エムハート薬局いざわ	令和6年5月1日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生3丁目4-15	福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市稲生3丁目4-15	鈴鹿市中江島町7番21号中江島889倉庫C	令和6年5月30日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生3丁目4-15	特定福祉用具販売	所在地	鈴鹿市稲生3丁目4-15	鈴鹿市中江島町7番21号中江島889倉庫C	令和6年5月30日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生3丁目4-15	介護予防福祉用具貸与	所在地	鈴鹿市稲生3丁目4-15	鈴鹿市中江島町7番21号中江島889倉庫C	令和6年5月30日
合同会社快生谷岡ライフ	鈴鹿市稲生3丁目4-15	特定介護予防福祉用具販売	所在地	鈴鹿市稲生3丁目4-15	鈴鹿市中江島町7番21号中江島889倉庫C	令和6年5月30日
株式会社安心　介護サービスセンター	四日市市八王子町2474番地4　パルネット笹川102号室	訪問介護	所在地	四日市市八王子町2474番地4　パルネット笹川102号室	四日市市小林町3018番地108	令和6年8月31日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	福祉用具貸与	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和6年9月1日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定福祉用具販売	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和6年9月1日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	介護予防福祉用具貸与	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和6年9月1日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定介護予防福祉用具販売	名称	福祉用具ぬんぬん	福祉用具レンタル美琴	令和6年9月1日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	福祉用具貸与	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和6年9月1日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定福祉用具販売	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和6年9月1日
福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	介護予防福祉用具貸与	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和6年9月1日

福祉用具ぬんぬん	松阪市久保町1849-114	特定介護予防福祉用具販売	所在地	松阪市久保町1849-114	松阪市久保町1445-4　カレッジハウス6-202	令和6年9月1日
グループホーム　和らぎ　長澤	鈴鹿市長沢町1750の1	認知症対応型共同生活介護	名称	グループホーム和らぎ　長澤	グループホーム友の里	令和6年8月1日
グループホーム　和らぎ　長澤	鈴鹿市長沢町1750の1	介護予防認知症対応型共同生活介護	名称	グループホーム和らぎ　長澤	グループホーム友の里	令和6年8月1日
だんらん	桑名市今北町15番地	小規模多機能型居宅介護	名称	だんらん	コミュニティーホームだんらん	令和6年8月1日
だんらん	桑名市今北町15番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	名称	だんらん	コミュニティーホームだんらん	令和6年8月1日
だんらん	桑名市今北町15番地	小規模多機能型居宅介護	所在地	桑名市今北町15番地	桑名市新西方六丁目1番地	令和6年8月1日
だんらん	桑名市今北町15番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	所在地	桑名市今北町15番地	桑名市新西方六丁目1番地	令和6年8月1日
へるぱーステーションれんげの里	桑名市新西方2丁目1番地	訪問介護	所在地	桑名市新西方2丁目1番地	桑名市蓮花寺825番地33	令和5年12月11日

三重県告示第728号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

なお、鳥獣保護区の設定（昭和49年三重県告示第681号）、鳥獣保護区の設定（昭和59年三重県告示第498号）、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定及びその区域図面の縦覧（平成6年三重県告示第471号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定及びその区域図面の縦覧（平成16年三重県告示第809号）は、令和6年10月31日限りで廃止します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

第1

1　名称

南伊勢町東部鳥獣保護区

2　区域

度会郡南伊勢町木谷地内、国道260号線と普通河川北河内川の交点を起点とし、同所より同国道を南に進み、海岸に至る私道との交点に至り、同所より同私道を西に進み海岸線に至り、同所より海岸線に沿って北西に進み、更に東、のちに南東に進み、普通河川北河内川の河口部に至り、同所より同河川に沿って東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第2

1　名称

桑名市播磨鳥獣保護区

2　区域

桑名市大字播磨地内、国道258号線と桑名市道播磨4号線との交点を起点として、同所から同市道を東に進み市道若竹町1号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み同市道の終点に至り、同所から同市高塚

町高塚山古墳の南西に位置する中部電力送電線西名古屋町屋線№25 鉄塔を見通す線を南西に進み同鉄塔に至り、同所から送電線に沿って北西に進み国道 258 号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第 3

1　名称

南伊勢町五ヶ所鳥獣保護区

2　区域

度会郡南伊勢町五ヶ所浦地内､国道 260 号線と町道焼場線の交点を起点とし､同所より同国道を西に進み、町道五ヶ所浦本線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み、南勢小学校グラウンド進入路との交点に至り、同所から進入路を経て学校グラウンドの西境界を約 170m北に進み、谷に至り、同所から同谷に沿って北に進み、町道福ヶ谷線の終点に至り、同所より同町道を南東に進み、町道焼場線との交点に至り、同所より同町道を南西のち西に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第 4

1　名称

尾鷲市中村山鳥獣保護区

2　区域

尾鷲市中村町地内、市道南町古戸野線とＪＲ紀勢本線との交点（通称、第二陸橋）を起点として、同所から同鉄道線を北に進み、市道野地古戸野線との交点（通称、第一陸橋）に至り、同所から同市道を北東に進み、市道中村 2 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、市道中村尾鷲港線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、市道中村栄線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、市道南町古戸野線との交点に至り、同所から市道南町古戸野線を南西に進み、起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第 5

1　名称

紀宝町鳥獣保護区

2　区域

南牟婁郡紀宝町と御浜町の境界線と旧国道 42 号線との交点を起点として､同所から同旧国道を南に進み紀宝町井田地内で国道 42 号線との交点に至り､同所から同国道を南に進み紀宝町井田と同町鵜殿の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み海岸線（梶ヶ鼻）に至り、同所から同海岸線を南に進み熊野川左岸河口部（南突端部）に至り、同所から河口部の対岸を見通す線を南西に進み三重県と和歌山県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み国道 42 号線の交点（熊野大橋）に至り、同所から同国道を北東に進み県道紀宝川瀬線との交点に至り、同所から同県道を西に進み紀宝町道成川線との交点に至り、同所から同町道を北に進み途中東に進み町道谷ノ川 2 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道門脇

3 号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道壱町田 3 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道壱町田 1 号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道奥地 2 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道成川神内線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道神内団地線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道鵜殿熊野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道芦谷 1 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道神内上野線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道井田幹線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道長谷田 3 号線との交点に至り、同所より同町道を東に進み町道井田成川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道横手下線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道井田幹線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道広田線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道山路線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み途中北西に進み紀宝町と御浜町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第 6

1　名称

鈴鹿市加佐登鳥獣保護区

2　区域

鈴鹿市加佐登町地内、市道加佐登上野線と市道鞠鹿野五反田線との交点を起点として、同所から市道加佐登上野線を西に進み県道神戸長沢線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道三畑高塚線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道三畑深溝線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道深溝 108 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み大沢池南西端に接続する水路に至り、同所から同水路を大沢池に向かって南東に進み市道深溝 116 号線に至り、同所から同市道を北に進み市道石薬師 39 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道鞠鹿野五反田線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道高塚岸田線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道山ノ花上山田線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道鞠鹿野五反田線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第 7

1　名称

玉城町鳥獣保護区

2　区域

度会郡玉城町勝田地内、町道原冨岡線と町道勝田玉城インター線との交点を起点とし、同町道を南に進み、旧町道勝田玉城インター線との分岐に至り、同所から同旧道を南に進み、県道度会玉城線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、玉城町と度会町の境界に至り、同所から同境界線を西に進み、国束山の標高 375.1m地点で玉城町、度会町及び多気町の境界に至り、同所から玉城町と多気町の境界線を北へ進み、県道伊勢多気線に至り、同所から同県道を東へ進み、同県道と町道原冨岡線との交点に至り、同所から同町道を南へ進み、同町積良、山神、矢野、田宮寺を経て起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

第８

1　名称

鈴鹿鳥獣保護区

2　区域

鈴鹿市南玉垣町地内、国道 23 号線と市道玉垣駅南玉垣線との交点を起点として、同所から同市道を南西に進み市道末広千代崎線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同市西玉垣町地内にて伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み県道亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道末広東稲生線との交点に至り、同市道を南西に進み同市稲生町地内にて市道加佐登鼓ヶ浦線（通称サーキット道路）との交点に至り、同所から同市道を西に進み伊勢鉄道線との交点に至り、同所から同鉄道線を南西に進み中部電力送電線新鈴鹿河芸線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み国道 23 号線中勢バイパスとの交点に至り、同所から同バイパスを南西に進み御薗工業団地の東端部に至り、同所から稲生町と御薗町の境界線を北西に進み鈴鹿サーキット国際レーシングコース境界の柵に至る小道に至り、同所から同小道を北西に進み同境界の柵に至り、同所から同境界の柵に沿って西に進み中部電力送電線庄野新鈴鹿線との交点に至り、同所から同送電線を南に進み市道御薗 190 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道御薗 174 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道御薗 177 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み途中北に進み市道御薗 1 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道御薗 2 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道御薗 3 号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿南端の境界に至り、同所から同境界に沿って西に進み途中北に進みさらに東に進み同市御薗町地内で国府台から流れる水路（井出川上流部）との交点に至り、同所から同水路を北に進み市道国府 424 号線終点の延長線との交点に至り、同所から同延長線上を西に進みさらに同市道を北西に進み市道国府 489 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長法寺西ノ城戸線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道関亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道国府 341 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道亀山鈴鹿線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道平田町駅稲生線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道道伯二丁目 337 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道三日市南一丁目 101 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道西条道伯線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道算所 300 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道西条 287 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み途中東に進み市道西条道伯線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道神戸三丁目 132 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道玉垣若松線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道 23 号線との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで

4　保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 729 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定（昭和 43 年三重県告示第 707 号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟禁止区域の指定（平成 16 年三重県告示第 812 号）は、令和 6 年 10 月 31 日限りで廃止します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

第１

1　名称

松阪市嬉野中原特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

松阪市嬉野津屋城町地内、県道白山小津線と近鉄山田線との交点を起点として、同所から同県道を西に進み市道権現前駅前線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みＪＲ名松線権現前駅に至り、同所から市道嬉野算所線を南に進み市道上算所東5号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道上算所東1号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道上算所東2号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み旧嬉野町と旧松阪市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み黒塚池を経て市道伊勢寺小野上野線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道算所下之庄線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道白山小津線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道嬉野美杉線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道一志嬉野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道一志島田北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道松阪一志線との交点に至り、同所から同県道を北に進みＪＲ名松線との交点に至り、同所から同鉄道線を北西に進み松阪市と津市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み近鉄大阪線との交点に至り、同所から同鉄道線を南東に進み伊勢中川駅を経て近鉄山田線を南東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第2

1　名称

津市大里特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

津市大里窪田町地内、市道大里窪田睦合町線と県道草生窪田津線との交点を起点として、県道草生窪田津線を西に進み、県道草生窪田津線と主要地方道津関線との交点に至り、交点をさらに西に進み、津市安濃町内多内にて、伊勢自動車道との交点に至り、同交点から同自動車道を北西に進み、安濃サービスエリア付近で津市みかん観光道路との交点に至り、同交点から同観光道路を南東に進み、自動車駐車場に至り、同駐車場からみかん園作業道を東に進み、津市大里睦合町地内にて、主要地方道津関線と市道大里睦合山室町線との交点を北東に進み、同町地内の市道大里睦合山室町線と市道大里窪田睦合町線の交点に至り、同交点から市道大里窪田睦合町線を南東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第3

1　名称

桑名市多度町野代特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

桑名市多度町肱江地内、国道258号線と市道肱江川香取線との交点（肱江橋北詰）を起点として、同市道を東に進み途中北に進み県道多度長島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道中須揖斐川線との交点に至り、同所から同道路を東に進み市道揖斐川右岸堤線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大鳥居並坂路線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道多度長島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み途中北に進み肱江川右岸道路との交点に至り、同所から同道路を西に進み国道258号線との交点（肱江橋南詰）に至り、同所から同国道を北に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第4

1　名称

四日市市川島・桜特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

四日市市川島町地内、県道川島貝家線と市道小山田川島線との交点を起点として、同所から同市道を西に

進み市道内部小山田桜線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道平尾茶屋町線との交点に至り、同所から同県道を西に進み東名阪自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東に進み国道 477 号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み市道川島 69 号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道川島 71 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進みかわしま園住宅団地の北西端に至り、同所から同団地西端に沿って南に進み溜池を経て同団地西端の小道を南に進み市道川島 69 号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道川島 64 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道川島 49 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道川島貝家線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 5

1　名称

鈴鹿市椿特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

鈴鹿市山本町地内、市道花川西能褒野線と市道椿一宮 136 号線との交点を起点として、同所から同市道を南に進み市道山本 139 号線との交点に至り、同市道を北西に進み市道 155 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山本 140 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道山本 135 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道長澤追分線との交点に至り、同所から用排水路（出屋敷川）を北西に進み市道山本 157 号線との交点に至り、同所から山本町と長澤町の境界線を北西に進み市道山本 96 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道椿一宮 109 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山本 95 号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道山本 80 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道大久保 83 号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大久保 27 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道長澤追分線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道椿一宮 149 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道椿一宮 128 号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道山本 148 号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道花川西能褒野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 6

1　名称

津市一志町若杣池特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

津市一志町波瀬地内、若杣池（上池及び下池）一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 7

1　名称

多気町勢和特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

多気郡多気町朝柄地内、国道 368 号線と県道朝柄小片野線との交点を起点として、同所から同国道を東に進み同町古江地内の立梅用水との交点に至り、同所から同用水を南西（上流）に進み同町朝柄地内の国道 368 号線との交点（矢坂橋）に至り、同所から 1 級河川朝柄川右岸を南に進み国道 368 号線との交点（ドド山橋）に至り、同所から同国道を西に進み町道 5002 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道 5040 号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み町道 5036 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進

み町道 5035 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道 5034 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道 5002 号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み立梅用水との交点に至り、同所から同用水を北東（上流）に進み同町片野地内の町道 4064 号線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道朝柄小片野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み、起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 8

1　名称

いなべ市新町特定猟具使用禁止区域（銃）

2　区域

いなべ市北勢町新町地内、市道麓村新町 1 号線と農道南 36 号線との交点を起点とし、青川右岸沿いに西に 120m進み、市道治第 127 号線の青川峡橋を渡り、青川左岸を東に約 100m進み、同川左岸を南東に約 100m進み、その点より西に約 150m進み、その点より南西に約 140m進み、その点より西に約 30m進み、その点より北に約 30m進み、その点より北西に約 30m進み、市道治第 127 号線に至り同市道を約 40m進み、その点より西に約 70m進み、その点より北西に約 250m進み、その点より北に約 25m進み、市道治第 127 号線に至り、同市道を約 160m進み、林道新町線との交点に至り、その点より青川左岸沿いに南東に約 300m進み、市道麓村新町 1 号線に至り、同市道の横山橋を渡り、その点より青川右岸沿いに西に約 140m進み、その点より北に約 80m進み、その点より東に約 100m進み、その点より南東に約 150m進み、その点より南に約 30m進み、市道麓村新町 1 号線に至り、同市道を東に進み、起点に至る一円の区域

3　存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで

4　使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

三重県告示第 730 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（昭和 52 年三重県告示第 651 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 11 月 1 日から施行します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
	第 1 1　名称 大里特定猟具使用禁止区域（銃） 2　区域 津市大里窪田町地内、市道大里窪田睦合町線と県道草生窪田津線との交点を起点として、県道草生窪田津線を西に進み、県道草生窪田津線と県道津関線との交点に至り、同交点をさらに西に進み、同市安濃町内多地内にて、伊勢自動車道との交点に至り、同交点から同自動車道を北西に進み、安濃サービスエリア付近で津市みかん観光道路との交点に至り、同交点から同観光道路を南東に進み、自動車駐車場に至り、同駐車上からみかん園作業道を東に進み、同市大里睦合町地内にて、県道津関線と市道大里睦合山室町線との交点を北東に進み、同市同町地内の市道大里睦合山室町線と市道大里窪田睦合町線の交点に至り、同交点から市道大里窪田睦合町線を南

	東に進み起点に至る一円の区域 3　存続期間 平成26年11月1日から令和6年10月31日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器
第1　（略）	第2　（略）

三重県告示第731号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定（平成29年三重県告示第759号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第1～第12　（略）	第1～第12　（略） 第13 1　名称 伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域（銃） 2　区域 伊賀市（次の図に示す部分に限る。） 3　存続期間 平成29年11月1日から令和9年10月31日まで 4　使用を禁止する特定猟具の種類 銃器
第13　（略）	第14　（略）

三重県告示第732号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　解除に係る保安林の所在場所
　津市美里町桂畑字丸谷1191の1（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
　公衆の保健
3　解除の理由
　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第733号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　通知することができない者の名称
　勝回寺
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市山出字北出 757
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 734 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

第 1
1　通知することができない者の氏名
垣内　甚藏
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市黒田字中ノ谷 2147
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2
1　通知することができない者の氏名
米山　貞次郎
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市黒田字中ノ谷 2147
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第3
1　通知することができない者の氏名
竹田　少吉
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市黒田字中ノ谷2147
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第4
1　通知することができない者の氏名
髙田　芳藏
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市黒田字中ノ谷2147
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第5
1　通知することができない者の氏名
竹田　定吉
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市黒田字中ノ谷2147
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第６
　１　通知することができない者の氏名
　　竹田　辰藏
　２　通知の要旨
　(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　　名張市黒田字中ノ谷 2147
　(2)　保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備
　(3)　変更後の指定施業要件
　　ア　立木の伐採の方法
　　(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　　次のとおりとする。
第７
　１　通知することができない者の氏名
　　森田　亀太郎
　２　通知の要旨
　(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　　名張市黒田字中ノ谷 2147
　(2)　保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備
　(3)　変更後の指定施業要件
　　ア　立木の伐採の方法
　　(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　　次のとおりとする。
第８
　１　通知することができない者の氏名
　　生田　初次郎
　２　通知の要旨
　(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　　名張市黒田字茶臼谷 2223
　(2)　保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備
　(3)　変更後の指定施業要件
　　ア　立木の伐採の方法
　　(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　イ　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
　（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 735 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所及び名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

第 1

1　通知することができない者の氏名

小川　充比己

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山 1063 の 13、1063 の 14、1063 の 36、1063 の 59、1063 の 61

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1　通知することができない者の氏名

中嶋　忠

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山 1063 の 33、1063 の 34、1063 の 56、1063 の 57

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北打山 1063 の 33（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1　通知することができない者の氏名

濱田　房夫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山 1063 の 50、1063 の 51

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4

1　通知することができない者の氏名

濱田　良平

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山1063の50、1063の51

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第5

1　通知することができない者の氏名

濱田　正作

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山1063の50、1063の51

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第6

1　通知することができない者の氏名

山下　安次郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山1063の39

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第7
1　通知することができない者の氏名
井上　正
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市井手字大谷784
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第8
1　通知することができない者の氏名
井上　安弘
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市井手字大谷811の1
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第9
1　通知することができない者の氏名
生悦住　通子
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名張市安部田字蝮谷4442の1
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1　通知することができない者の氏名

小林　よし子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字蝮谷 4442 の 1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1　通知することができない者の氏名

杉本　米子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字蝮谷 4442 の 1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 12

1　通知することができない者の氏名

森本　英夫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第13

1　通知することができない者の氏名

滝川　幸一

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石4471

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第14

1　通知することができない者の氏名

福巻　栄男

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石4471

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第15

1　通知することができない者の氏名

山中　甚太郎

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石4471

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第16

1　通知することができない者の氏名

山口　保

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 736 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　通知することができない者の氏名

林　正善

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町東貝野字悟入谷 2526 の 18、2526 の 97

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 737 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　通知することができない者の氏名

近藤　倫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市北勢町阿下喜字久保 943

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 738 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

南勢加入区

三重県告示第 739 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

南島加入区

三重県告示第 740 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 29 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ松阪店

松阪市船江町 1518 番 15　ほか

2　松阪市から聴取した意見

(1)　駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の対応を行うこと。

(2)　騒音の発生に係る事項

ア　騒音の苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対応を行うこと。

イ　計画概要書の騒音値は予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。

ウ　搬入車両の入庫作業と荷さばきは、苦情が発生しないように配慮して行うこと。

エ　騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年条例第7号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、松阪市環境課に届出するとともに、当該敷地境界で規制基準を遵守すること。

(3)　その他の事項

ア　店舗出入口や駐車場等が青少年の溜り場となることを抑止するため､店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所に設置し、盗難等の犯罪抑止措置を行うこと。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

イ　当該地域は松阪市立地適正化計画の都市機能誘導区域外になるため、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が5,000㎡以上の店舗に該当する場合は、松阪市立地適正化計画に基づく届出を行うこと。

ウ　国道166号は「3・4・4小津八太線」として都市計画決定されており、計画区域内に建築物を建築するする場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に基づく許可申請が必要な場合があるため、事前に松阪市都市計画課に相談すること。

エ　松阪市景観条例（平成20年条例第33号）及び三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）に基づいた届出等が必要である場合には必要な手続きを行うこと。

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

令和6年10月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店

鈴鹿市北玉垣町字中野801番地　ほか61筆

2　鈴鹿市から聴取した意見

意見無し

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

令和6年10月29日から同年11月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第742号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、次のとおり浜島港に放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定します。

令和6年10月29日

浜島港港湾管理者の長

三重県知事　一　見　勝　之

1　指定区域の範囲

志摩市浜島町浜島字大方1146地先

2　指定物件

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

(1)　通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2)　浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3)　沈没していると認められる船舶

(4)　いかだ（漁業用は除く。）、浮桟橋等工作物

3　指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供し、指定区域周辺に関係文書を掲示します。

4　適用の日

令和６年 11 月８日（金）

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 28 号

指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第４条第１項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第２項の規定により、次のとおり告示します。

令和６年 10 月 29 日

三重県公安委員会委員長　志　田　幸　雄

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社なばり自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中　島　康　介	有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中　島　康　介

事務所の名称及び所在地	
変更後	変更前
なばり自動車学校 名張市西原町 2463 番地	名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地

三重県公安委員会告示第 29 号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成 12 年国家公安委員会規則第４号)第７条第１項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第２項の規定により、次のとおり告示します。

令和６年 10 月 29 日

三重県公安委員会委員長　志　田　幸　雄

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社なばり自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中　島　康　介	有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中　島　康　介

施設の名称及び所在地	
変更後	変更前
なばり自動車学校 名張市西原町 2463 番地	名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地

三重県公安委員会告示第 30 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和４年国家公安委員会規則第８号)第８条第１項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第２項の規定により、次のとおり告示します。

令和６年 10 月 29 日

三重県公安委員会委員長　志　田　幸　雄

法人の名称、住所及び代表者の氏名

変更後	変更前
株式会社なばり自動車学校 名張市西原町2463番地 中　島　康　介	有限会社名張自動車学校 名張市西原町2463番地 中　島　康　介

施設の名称及び所在地	
変更後	変更前
なばり自動車学校 名張市西原町2463番地	名張自動車学校 名張市西原町2463番地

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

白江野土地改良区（鈴鹿市白子町3316-1）

退任理事

鈴鹿市白子町2058番地の1	桐　生　繁　之
〃　〃　1948番地	大　浦　正　裕
〃　〃　1762番地の2	桐　生　伸　之
〃　白子本町21番24-2号	吉　田　利　弘
〃　白子二丁目7番37号	桐　生　五　郎
〃　〃　14番14号	和　田　幸　一
〃　白子一丁目31番21号	平　野　　洋
〃　〃　15番30号	小　川　英　二
〃　野町中二丁目7番1号	杉　野　　毅
〃　東玉垣町1077番地	山　中　茂　樹
〃　南玉垣町2386番地の2	杉　野　　晃

退任監事

鈴鹿市江島町552番地	岩　田　　茂
〃　白子町2748番地	北　川　　好

就任理事

鈴鹿市江島町552番地	岩　田　　茂
〃　白子本町21番11号	山　中　敏　孝
〃　白子町1948番地	大　浦　正　裕
〃　〃　1762番地の2	桐　生　伸　之
〃　〃　3203番地の1	達　知　利　雄
〃　白子二丁目14番14号	和　田　幸　一
〃　白子一丁目15番30号	小　川　英　二
〃　白子四丁目29番8号	黒　田　和　彦
〃　神戸九丁目14番40号	太　田　保　司
〃　東玉垣町1065番地	和　田　康　男
〃　末広南二丁目9番6号	大　野　博　文

就任監事

鈴鹿市白子本町15番45号	松　下　定　生
〃　白子二丁目25番20号	山　形　隆　広

第13次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により公表します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課及び各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行いましたので、同条第6項で準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　更新後の有効期間

令和9年8月29日

2　鳥獣捕獲等事業者の名称等

(1)　名称

一般社団法人　三重県猟友会

(2)　住所

三重県津市桜橋1丁目104番地

(3)　代表者の氏名

中垣　和穂

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（用地測量）

2　作業期間

令和6年10月2日から令和7年1月9日まで

3　作業地域

いなべ市北勢町別名

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2　作業期間

令和6年10月28日から同年12月27日まで

3　作業地域

志摩市大王町船越

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和6年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

1　作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2　作業期間
　令和６年10月15日から同年11月29日まで
3　作業地域
　四日市市富田三丁目、同市南坂部町、同市小古曽六丁目、同市釆女町及び同市東日野町

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第２項の規定により、鈴鹿ＰＡスマートＩＣ周辺土地区画整理組合の解散を令和６年10月29日付けで認可しました。

令和６年10月29日

三重県知事　一　見　勝　之

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年10月29日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1	特定役務の名称	新運転者管理システム用マイナンバーカード追記端末装置等賃貸借
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和６年９月12日
4	落札者	東京都千代田区丸の内３丁目4-1 株式会社ＪＥＣＣ　営業統括本部長　飯倉　義一
5	落札金額	入札価格　66,948,000円 契約金額　73,642,800円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和６年７月19日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年10月29日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1	特定役務の名称	新運転者管理システム用申請受付装置等賃貸借
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和６年９月17日
4	落札者	東京都品川区西五反田三丁目６番30号 富士フイルムイメージングシステムズ株式会社　代表取締役　松本　考司
5	落札金額	入札価格　77,021,000円 契約金額　84,723,100円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和６年７月19日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年10月29日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1	特定役務の名称	車両捜査支援システムのデータ通信回線（無線）使用契約
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地

		三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和６年９月26日
4	落　札　者	三重県津市あのつ台四丁目７番地１ 株式会社ケーブルコモンネット三重　代表取締役　田村　欣也
5	落札金額	入札価格　51,000,000円 契約金額　56,100,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和６年８月２日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和６年10月29日

三重県警察本部長　難　波　正　樹

1	特定役務の名称	データサーバ更新に伴うシステム再構築及びサーバ機器賃貸借
2	担当部局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和６年10月16日
4	落　札　者	東京都千代田区丸の内３丁目4-1 株式会社ＪＥＣＣ　営業統括本部長　飯倉　義一
5	落札金額	入札価格　26,825,400円 契約金額　29,507,940円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和６年８月６日

発行　三　重　県

三重県津市栄町１丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/